

かめやま行政書士事務所 代表 亀山由佳 登録番号 第23101004号

# 車庫証明とは/申請の基本①

## 車庫証明とは

自動車の保管場所(車庫)が確保されていることを警察署で確認・証明する手続です。

新規登録・移転登録・変更登録など、多くの場面で必要になります。

### 申請が必要な主なケース

- 新車・中古車の登録前(登録予定のとき)
- 県外からの引越し等で使用の本拠が変わる場合
- 住所は同じでも車庫を変更した場合(地域ルールあり)

# 車庫証明とは/申請の基本②

### 申請先と日数

- 申請先:使用の本拠の位置を管轄する警察署(交通課)
- 標準日数:2~5日程度(※警察審査日数に依存)

### 申請人

- 自動車の使用者(個人/法人)
- 行政書士による代理申請が可能です

## 必要書類と作成ポイント①

### 必須書類 (一般的な例)

- 1.自動車保管場所証明申請書(4枚綴り)
- 2.保管場所の所在図・配置図

所在図:自宅から車庫までの地図(縮尺入り)

配置図:駐車スペースの寸法・出入口・道路幅など

3.使用権原疎明書面(いずれか)

自己所有地:自認書

他人名義地:保管場所使用承諾証明書(契約書写し可の地域も)

**4.使用の本拠を証する書面**(必要に応じて)

個人:運転免許証の写し等

法人:登記事項証明書・公共料金の領収書等

5.委任状(代理申請の場合)

## 必要書類と作成ポイント②

## 作成のコツ

- 所在図はGoogleマップ等でOK。縮尺(例:1/2,500)と目印 (交差点名)を必ず記入。
- 配置図は駐車枠の縦横寸法・出入口幅・前面道路幅を数値で 記載。
- 承諾書は土地の名義人と一致しているか確認(管理会社印が 必要な場合あり)。
- 集合住宅は駐車場区画番号を明記。

### 地域差に注意

承諾書の代替可否、本人確認書類の要否、印紙額などは都道府 県ごとに細かなルールがあります。迷ったらご相談ください。

# 申請の流れ①

#### 1 書類準備

申請書4枚綴り/所在図・配置図/承諾書等を準備。

#### 2 | 警察署へ申請

管轄警察署の交通窓口で提出・手数料納付。

#### 3 現地確認・審査

必要に応じて警察による現地確認。審査日数:2~5日程度。

#### 4 | 交付(保管場所標章)

保管場所標章(シール)と証明書を受領。

#### 5 | 登録手続へ

陸運局(運輸支局)での登録・名義変更へ進みます。

# 申請の流れ②

### ワンポイント

登録日が決まっている場合は、逆算して早めに申請。 名義変更を販売店が行う場合、販売店からの委任状・申請代行 にも対応します。

## 当事務所のサポートと費用①

当事務所では、所在図・配置図の作成から申請・交付受取 まで、一連の手続きをワンストップで支援します。

### サポート例

- 申請書類の作成(所在図・配置図を含む)
- 管轄警察署への申請代行
- 受領(交付)・標章の受け取り
- 販売店・ディーラーとの書類連携
- 郵送・宅配での書類授受にも対応

# 当事務所のサポートと費用②

### 報酬の目安 (例)

- 茂原市内:5,500円(税込)
- 近隣市町:上記+交通費実費
- 受取のみ/書類作成のみといった部分対応も可

### 所要日数の目安

2~5日程度(警察の審査日数に依存)

### お問い合わせ

詳細なお見積り・スケジュールは、LINEまたはメールで

LINE: https://lin.ee/xxw97X1

メール: info@kame-legal.jp/TEL: 0475-47-4168



## よくある質問

- Q. 申請は本人しかできませんか?
- A. 行政書士が代理で申請・受取まで可能です。
- Q. 月極駐車場でも申請できますか?
- A. 区画が特定でき、承諾書または契約書で使用権が示せれば申請できます。
- Q. 住所と車庫が少し離れています。
- A. 多くの自治体で2km以内が目安です。超える場合は事前にご相談ください。
- Q. 軽自動車も必要ですか?
- A. 地域により\*\*届出(保管場所届出)\*\*が必要な場合があります。

# 事務所案内

• 事務所名

かめやま行政書士事務所

• 代表者

亀山由佳

• 登録番号

第23101004号

• 所在地

千葉県茂原市本納2376-1

● 電話

0475-47-4168

HP

https://kame-legal.jp

• LINE

https://lin.ee/IqBaT5p

【発行】かめやま行政書士事務所

初版:2025年10月 Ver.1.0

登録番号 第23101004号

© Kameyama Gyoseishoshi Office All rights reserved.

※本資料は一般的な情報提供を目的として作成されたものであり、内容の正確性・最新性を保証するものではありません。実際の申請に際しては、所管官庁または専門家にご確認ください。

